福祉サービスの

し　お　り

知的に障がいのある人たちのために

沼津市福祉事務所
障 が い 福 祉 課

令和７年２月

目　次

療育手帳 …… 1
年金・手当 …… 3
医　療 …… 6
障がい福祉サービス等 …… 8
日常生活用具 …… 11
施設・学校 …… 12
職　業 …… 15
税　金 …… 18
割引減免 …… 20
その他のサービス・案内 …… 25
沼津市障がい者相談支援事業 …… 29
福祉関係団体一覧表 …… 30

療育手帳

知的に障がいのある人が、いろいろな支援を受けやすくするため、保護者又は本人の申請に基づいて、県知事が「療育手帳」を発行します。

療育手帳には障がいの程度に応じて「A」(重度）と「B」(その他）があります。

手帳の交付手続き

相談は、居住地の児童相談所・知的障害者更生相談所（東部健康福祉センター)、市障がい福祉課で、申請は、市障がい福祉課で行ってください。

そして、18歳未満の児童は児童相談所で、18歳以上の人は知的障害者更生相談所において、医学的・心理的な専門の判定により、知的に障がいがあると判定された場合に手帳を交付します。

～手帳を持っている人へ～

このようなとき、手帳に記載されている保護者又は本人（就学中を除き、単身で生活している18歳以上）が居住する市町村の障がい福祉担当課で手続きをしてください。

◎再判定が必要なとき
◎住所が変わったとき
◎氏名が変わったとき
◎紛失、または破損したとき
◎本人が亡くなったとき

マイナンバー法に基づく情報連携の登録がされている場合、デジタル障害者手帳「ミライロID」(アプリ）を利用することができます。(静岡県にて順次登録対応中)

MEMO

療 育 手 帳

療育手帳番号 → 静岡県　12345 号

交付年月日　令和元年８月５日
再交付年月日

氏名　　性別
沼　津　花　子　　女
平成17年４月１日生

障害の程度　B

旅客鉄道株式会社
旅客運賃減額　第二種

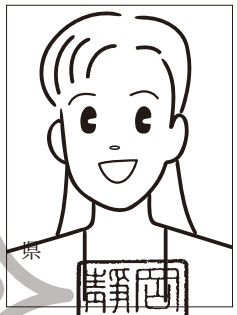

静　岡　県

静岡県

次期判定年月が近づきましたら忘れずに再判定の手続きをしてください。

合併障害	（身体障害　級）
判定年月日	令和元年７月17日
次期判定年月	
判定機関	静岡県東部児童相談所
【本人】	
住所	静岡県沼津市御幸町16－1

【保護者】		
氏名	続柄	電話
沼津市男	父	055－934－4829
住所	静岡県沼津市御幸町16－1	

【予備欄】

障害基礎年金 ● 特別児童扶養手当
その他の年金・手当

年金・手当

※年金や手当は療育手帳とは別制度のため、申請にはそれぞれ定められた診断書等が必要になります。

障害基礎年金

国民年金に加入している人で、病気やケガ等により障がいが生じた場合、又は20歳に達する前にすでに障がいが生じた人が、20歳になったときに支給されます。ただし、無拠出の場合、本人の所得により制限があります。

障害基礎年金	金　額	備　考	窓　口
1　級	年額 1,020,000円	障がいの程度や保険料納付状況及び年齢等により給付対象とならない場合があります。	市民課 TEL 934－4724 沼津年金事務所 日の出町1－40 TEL 921－2201
2　級	年額　816,000円		

特別児童扶養手当

この手当は、身体や知的に障がい等のある20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者に対する養育手当です。

区　分	金　額	支給対象	窓　口
1　級	月額　55,350円	おおむね療育手帳Ａ	障がい福祉課 TEL 934－4829
2　級	月額　36,860円	おおむね療育手帳Ｂの一部	

※子どもが20歳に達すると手当は終了しますので、国民年金法による「障害基礎年金」の申請手続きをしてください。

～支給制限～　次のような場合は、手当は支給されません。

①受給者の前年所得及び受給者の配偶者又は扶養義務者で生計を同じくする人の前年所得が一定の基準を超える場合

②子どもが児童福祉施設等に入所している場合（母子生活支援施設、保育所、通園施設等は除く）

その他の手当・年金

障がいが特に重度の人に対して、「障害基礎年金」又は「特別児童扶養手当」の他に次の手当が支給されます。

手当の種類	支給対象者	窓口
特別障害者手当 （20歳以上） 月額　28,840円	在宅の20歳以上の障がいのある人で、日常生活において、常時特別の介護を必要として、原則的に心身に重度の障がい（国民年金法による障害程度が１級のもの）が２つ以上ある人に支給されます。	障がい福祉課 TEL 934－4829
障害児福祉手当 （20歳未満） 月額　15,690円	在宅の20歳未満であって、政令で定める程度の著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給されます。	

～支給制限～　次のような場合は、上記の手当は支給されません。

①本人や同居の扶養義務者の所得が基準を超えた場合

②本人が社会福祉施設に入所した場合

③特別障害者手当は、本人が病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院した場合

MEMO

手当・年金の名称	内　　容	窓　口
心身障害児在宅福祉手当 （20歳未満） 月額 5,000円	特別児童扶養手当、障害児福祉手当を共に所得制限で受給できない子どもの保護者に支給されます。	障がい福祉課 TEL 934－4829
心身障害者扶養共済年金 （拠出制年金）	療育手帳（A・B）所持者又はそれと同等以上の障がいのある人の保護者（65歳未満で特別の疾病又は障がいのない人）が一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあった場合、障がいのある人に終身一定額の年金が支給されます。	
児童扶養手当 全額支給 月額 45,500円 一部支給 月額 45,490円～10,740円 ２人目以降　月額 10,750円～5,380円 （所得によって支給額が変わります。）	父・母親に重度の障がいがあり、長期にわたり就労が困難な場合に、児童を養育する母・父、又は養育者に支給されます。 ※上記児童の母・父、又は養育者が公的年金等を受給している場合は、児童扶養手当額が年金額を上回るとき、その差額を支給。（障害基礎年金等の場合、子加算額のみを比較） ※児童扶養手当額が、障がいのある父・母親に支給される障害基礎年金の子加算額を上回るとき、その差額を支給。	こども未来創造課 TEL 934－4868
特別障害給付金 １級 月額 55,350円 ２級 月額 44,280円 （所得による制限があります。）	障害基礎年金等を受給していない、障がいのある人で、 ①平成３年３月以前の国民年金任意加入対象であった学生か、 ②昭和61年３月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者等）の配偶者であって、 任意加入せず、当該期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金１・２級の程度に該当する人に支給されます。	市民課 TEL 934－4724

重度障害者（児）医療費助成
その他の医療費助成等

医療

重度障害者（児）医療費助成

心身に重度の障がいのある人に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。　〈窓　口〉障がい福祉課　TEL 934－4829

対　　象	療育手帳Ａ 　同　Ｂの一部（20歳未満） 特別児童扶養手当１・２級を受給している児童
助成対象	医療機関や薬局等で支払われる医療費の自己負担金（保険診療分） （保険がきかない健康診断、予防接種、文書料、薬の容器代、オムツ代、入院時の差額ベッド代や食事代等は助成対象外です。） ※65歳以上の新規対象者のうち、住民税課税世帯に属する方は入院医療費が助成対象外です。 ★「高額療養費」や「家族療養費附加金」など、各種の保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた残額が助成対象となります。
一部負担金	１ヶ月１病院500円まで（ただし住民税非課税世帯で、在宅で生活している人は負担なし） （薬局については自己負担金はありません。）
所得制限	本人（20歳以上）及び同一世帯の家族が一定の基準を超える所得がある場合は助成が停止となります。
申請方法	医療機関へ受給者証を提示し、今までどおり一旦医療費を全額支払っていただくと、医療機関が市へまとめて申請し、後日、助成金を支払います。 ※県外でかかった医療費は領収書を添付し、医療費助成金支給申請書を障がい福祉課へ提出してください。また、保険適用の鍼灸マッサージについても、県内外関係なく領収書を添付して申請書を障がい福祉課へ提出してください。 ★申請できる期間は、受診月から翌年の同月までの１年間です。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度による医療は75歳から適用されますが、次の障がいのある人は、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。

対　　象	窓　　口
療育手帳A	国民健康保険課　TEL 934－4728

その他の医療費助成等

区　分	内　容	窓　口
小児慢性特定疾病医療費助成	国の指定する慢性疾病の治療をしている原則18歳未満の児の自己負担分の医療費の全額または一部が助成されます。	東部健康福祉センター 福祉課 高島本町1－3 TEL 920－2057
特定医療費（指定難病）及び特定疾患医療費助成	国の指定した指定難病、国又は県の指定した特定疾患については、自己負担分の医療費の一部が助成されます。	東部健康福祉センター 地域医療課 高島本町1－3 TEL 920－2109
未熟児養育医療費助成	入院治療が必要な原則2,000g以下の児に対して、その治療費の一部を公費負担します。	健康づくり課 TEL 951－3480
精神障害者医療費助成	沼津市に住所があり、精神科への入院期間が継続して3ヶ月を超える、又はすでに助成を受け、退院後6ヶ月以内に再入院した精神に障がいのある人に、保険診療の自己負担金の1/3を助成します。 申請期限は、助成開始対象後の診療月から1年間です。	障がい福祉課 TEL 934－4829
こども医療費助成	沼津市に住所がある高校3年生相当年齢までのこどもを対象とし、入院・通院とも保険診療の自己負担金が無料になります。（入院時食事療養費標準負担額も無料）	こども未来創造課 TEL 934－4868
ひとり親家庭等医療費助成	児童（20歳未満）を養育している父又は母に重度の障がいがあり、かつ、所得税非課税である世帯は、医療費の助成が受けられます。 ※所得審査の際に一部みなし扶養控除を行います。	
障害者歯科相談医	障がい者（児）の歯科相談に応じ、治療や予防措置、専門医療機関への紹介等を行います。	沼津市歯科医師会 TEL 963－0425

障がい福祉サービス等

障がいのある人が利用できる福祉サービスは、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所給付に分けられ、それぞれの内容は次のとおりです。

自立支援給付

介護給付	**居宅介護（ホームヘルプ）**	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の知的障がいにより常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	施設において、昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	**自立訓練（機能訓練・生活訓練）**	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に新たに雇用された人が、継続的に就労できるよう、連絡調整や相談等の支援を行います。
	自立生活援助	自宅で単身等で生活する人が自立した日常生活ができるよう、相談や日常生活上の援助を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域生活支援事業

制　　度	対象障がい区分、対象者	内　　容
相談支援	障がいのある人とその家族等	障がいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談や情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援を行います。（P29参照）
地域活動支援センター	障がいのある人とその家族等	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
移動支援事業	療育手帳所持者	（ヘルパー支援型） 社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学、通院以外）及び余暇活動等の社会参加のために１日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。
	障がいのある児童・生徒（就学前児童含む）	（送迎支援型） 自宅から学校若しくは社会生活上必要不可欠な施設まで、又は学校から社会生活上必要不可欠な施設までの間の移動支援を行います。
	公共交通機関の利用が困難な療育手帳Ａ所持者（自動車税減免・タクシー利用料金助成・重度要介護者通院支援事業利用者は不可）	（車両支援型） 市内及び沼津市近隣において、娯楽、買物、通院、冠婚葬祭、公的機関への手続き等（通勤、通学以外）のため外出することが必要になった時に、リフト付乗用車を利用して移動の支援を行います。（年片道24回）
活動支援事業	療育手帳所持者・特別支援学校や市内小中学校の特別支援学級に通う人	（活動支援型） 日中活動を必要とする人に対し、日常的な訓練等を行います。
		（見守り支援型） 介護や支援を必要とする人に、宿泊を伴わない一時的な見守りによる支援を行います。

障害児通所給付（児童福祉法）

児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得並びに、集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設に通う障がいのある児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がいのある児童に、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行います。

※就学前の障害児通所支援利用児童について、年齢を条件に利用料の無償化を行う制度や、兄又は姉が保育所等に通園していることなどを条件に利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置があります。詳細については、障がい福祉課にお問い合わせください。

利用の手続き

下記〔問合せ、申請窓口〕に申し出てください。

〔問合せ、申請窓口〕 障がい福祉課　TEL 934－4830

サービス利用の負担額

障がい福祉サービスにかかる利用者の負担には、障がいのある人及び配偶者の市民税の額により負担の上限額が決められています。

なお、利用者の負担の上限月額は下表のとおりです。（移動支援事業、活動支援事業は除く）

区　分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割合計額16万円未満）で居宅で生活する者	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障がい児（20歳未満の入所施設利用者を含む）の場合は、扶養義務者（保護者等）の市民税の額により、負担の上限額が下表のとおりになります。

区　分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割合計額28万円未満）で居宅で生活する者	4,600円
	市民税課税世帯（所得割合計額28万円未満）で施設で生活する者	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

障がい福祉サービス・障害児通所（又は入所）支援・補装具などのサービスを併用したために一月の自己負担額（法定の利用者負担額）の合計が基準額を超えた時に超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児（通所・入所）給付費として助成されます。

また、継続的に障がい福祉サービスの支給決定を受けていた人が、65歳になり介護保険サービスへ移行した際に、新たに発生する利用者負担額相当分について、新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます（一定の支給要件を満たす必要があります）。

日常生活用具

日常生活用具

在宅の心身に重度の障がいのある人に対し、日常生活用具を給付し日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に努めています。

＊申請前に購入すると支給の対象になりません。事前にご相談ください。

＊障がいのある人が属する世帯（18歳以上の場合は本人とその配偶者）の住民税等に応じて自己負担金があります。なお、本人及び配偶者のうち、住民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、制度の対象外となります。（ただし障がい児は除く。）

＊日常生活用具の給付は主として在宅生活者になります。

〔窓　口〕 障がい福祉課　TEL 934－4829

種　目	対　象　者	性　能
特殊マット	療育手帳Ａ所持者	褥瘡の防止や失禁等による汚染又は損耗を防止できるもの
火災警報器	療育手帳Ａ所持者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの
自動消火器	療育手帳Ａ所持者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出して、初期火災を消火することができるもの
地震防災用具	療育手帳Ａ所持者のうち、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる人	地震発災時、避難中に使用者の安全を確保する機能を有する防災用ベスト、リュック等
特殊便器	療育手帳Ａ所持者のうち、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人	取替式の便器で温水温風を出しうるもの及び介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く）
頭部保護帽	療育手帳所持者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電磁調理器	18歳以上の療育手帳Ａ所持者	障がいのある人が容易に使用し得るもの

その他の日常生活用具

区　分	内　容	窓　口
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで在宅療養している人の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（18種類）を給付します。（課税状況に応じて一部自己負担あり）	健康づくり課 TEL 951－3480

施設・学校

施　設

障がいのある人の施設は、児童福祉法による障害児施設、障害者総合支援法による障害者施設等に分かれ、これらの施設に入所、又は通所し、日常生活や作業訓練を行い、社会自立等を目的としています。

児童施設（18歳未満）

施設の種類	内　　容	代表的な施設
福祉型障害児入所施設	身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）を保護し、基本的生活習慣や自立に必要な知識や技能の指導訓練等を行います。	あしたか学園 沼津市東原164－1 TEL 966－7134
児童発達支援センター	心身に障がいがあり、療育を必要とする児童に対して、通所による療育指導を行うとともに、障がいを持つ児童が通う保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。	児童発達支援センターみゆき 沼津市東原161－1 TEL 968－0500

～注　意～　扶養義務者（保護者等）の市民税の額により自己負担金があります。

〔相談窓口〕　児童発達支援センターみゆき　TEL 968－0500
障がい福祉課　TEL 934－4830

沼津市内や周辺の知的障がい者入所施設（18歳以上）一覧表

施設名	種別	〒住所	電話
沼津のぞみの里	生活介護 施設入所支援	410-0303 沼津市西椎路659－2	969－0211
あまぎ学園	自立訓練・就労継続B・ 施設入所支援	410-0301 沼津市宮本5－2	923－7909
ワークスうしぶせ	就労移行・就労継続B・ 就労定着支援・ 施設入所支援	410-0301 沼津市宮本5－2	923－7908

施設名	種別	〒住所	電話
富士見学園	生活介護・自立訓練・施設入所支援	410-0301 沼津市宮本5－2	923－7920
みはらしの里	生活介護 施設入所支援	411-0000 三島市エビノ木4745	985－2244
みはらしの丘	生活介護 施設入所支援	411-0000 三島市エビノ木4745	985－2241
富士清心園	生活介護 施設入所支援	418-0111 富士宮市山宮3666－232	0544 58－2682
富士明成園	生活介護 施設入所支援	418-0111 富士宮市山宮3666－232	0544 58－4858
富士厚生園	生活介護 施設入所支援	418-0111 富士宮市山宮3666－232	0544 58－2694
富士和光学園	生活介護 施設入所支援	417-0801 富士市大淵4632－6	0545 35－0384
きぼうの里	生活介護 施設入所支援	417-0801 富士市大淵14283－1	0545 37－0515
野菊寮	生活介護 施設入所支援	412-0006 御殿場市中畑1798	0550 89－1421
さくら学園	生活介護 施設入所支援	412-0045 御殿場市川島田1976	0550 89－0789
富岳の郷	生活介護 施設入所支援	412-0033 御殿場市神山1940－7	0550 87－3198
さつき学園	生活介護 施設入所支援	412-0033 御殿場市神山1925－322	0550 87－1747
富岳の園	就労継続B・生活介護・施設入所支援	412-0033 御殿場市神山1925－1148	0550 87－0161
駿東学園	生活介護 施設入所支援	410-1322 駿東郡小山町吉久保1050	0550 76－3808
悠雲寮	生活介護 施設入所支援	411-0934 駿東郡長泉町下長窪1122－2	988－0660
碧の園	生活介護 施設入所支援	414-0053 伊東市荻578－3	0557 45－6000
駿豆学園	生活介護 施設入所支援	410-3304 伊豆市小下田2492	0558 99－0248

※通所施設等については、下記相談窓口にお問い合わせください。

～注　意～　障がいのある人及び配偶者の市民税の額により自己負担金があります。

〔相談窓口〕　障がい福祉課　TEL 934－4830

学　校

知的障がいのある幼児児童生徒で、通常の学級において教育を受けることが困難な場合は、困難さの程度に応じて、県立特別支援学校や特別支援学級が設置されている小中学校において、専門的な教育を受けることができます。

○県立特別支援学校

学　校　名	所　在　地	電　話
県立沼津特別支援学校 （小・中・高等部）	〒410–0306 沼津市大塚823－1 （静浦、大平、長井崎、戸田地区以外）	966－0980
県立沼津特別支援学校愛鷹分校 （高等部のみ）	〒410–0012 沼津市岡一色875	943－5177
県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校 （高等部のみ）	〒419–0124 田方郡函南町塚本961 （戸田地区のみ）	970－2520
県立伊豆の国特別支援学校 （小・中・高等部）	〒410–2122 伊豆の国市寺家235 （静浦、大平、長井崎、戸田地区）	949－0001

○特別支援学級（知的障がい）が設置されている小中学校（令和６年度）

小学校	第一小、第三小、第四小、開北小、片浜小、金岡小、大岡小、愛鷹小、大平小、原小、門池小、今沢小、大岡南小、静浦小中一貫、戸田小中一貫 ※令和７年度新設予定　香貫小
中学校	第一中、第三中、第四中、金岡中、大岡中、原中、今沢中、静浦小中一貫、門池中、戸田小中一貫 ※令和７年度新設予定　大平中

※特別支援学校や特別支援学級に就学するためには、沼津市教育委員会の認定を受ける必要があります。

※特別支援学級の設置校は年度によって変わる場合がありますのでお問い合わせいただくか、沼津市教育委員会のホームページで御確認ください。

〔相談窓口〕　現在就学している学校（園）又は沼津市教育委員会学校教育課
就学支援担当　TEL 934－4809

MEMO

静岡県立あしたか職業訓練校
就職支援制度

職業

静岡県立あしたか職業訓練校

この訓練校は、働く意欲があって、障がいのある人に対して、社会参加、就職ができるように、各人に適した職業訓練を行うところです。寮の利用を希望する方は御相談ください。

所在地　沼津市宮本5－2　TEL 924－4380

〔相談窓口〕 あしたか職業訓練校、又は沼津公共職業安定所　TEL 918－3713

1　募集訓練科及び定員

訓練科名	訓練内容	定員	訓練期間
コンピュータ科（OA事務）	文書作成、表計算、データベース、CAD、画像処理、ホームページ作成等を学ぶとともに文書作成、データ活用、簿記の資格取得を目指します。	10人	1年間
生産・サービス科	**機械操作コース** 金属の手仕上げ加工や、工作機械の操作を学び、工場で働くための基本的な技能を身につけます。 **加工組立コース** 木工の基礎となる手加工、ハンダ付け加工、機械・器具の分解、組立の技能を身につけます。 **流通・環境コース** バックヤード業務や接遇などの訓練を行い、販売・流通・清掃などの技能を身につけます。 **（各コースの共通訓練）** パソコン操作、環境整備、コミュニケーション実習などの訓練をします。	40人	

２　応募資格

- 身体障害者手帳の交付を受けている人、交付申請中の人
- 療育手帳の交付を受けている人、交付申請中の人、または公的機関で知的障がい者の判定を受けた人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、交付申請中の人、または統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む）、てんかん等の精神障がいがあることが主治医の意見書（ハローワーク指定様式）で確認できる人
- 発達障がいであることが医師の診断書で確認できる人

〈コンピュータ科〉

高等学校卒業程度の学力を有する18歳以上の人

〈生産・サービス科〉

15歳以上の人

MEMO

就職支援制度

〔相談窓口〕 沼津公共職業安定所（ハローワーク沼津） TEL 918－3713

種　類	内　容	備　考
職業相談 職業紹介	就職を希望する障がいのある人の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの状況に基づき、きめ細やかな職業相談、職業紹介を実施します。	
トライアル雇用	障がいのある人が原則3ヶ月試行的に働く間に、本人の適性や能力を見極め、その後の継続雇用を目指していく制度です。	対象要件あり
公共職業訓練	障がいのある人が必要な技術を習得することにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主に障害者職業訓練校で実施しています。訓練期間は３ヶ月～２年間です。	①訓練費用は無料（教材費は実費） ②訓練生に訓練手当を支給（支給要件あり）
委託訓練	障がいのある人に対して企業などの多様な委託先を活用した訓練を実施することにより、職業技術の向上と雇用促進を図る制度です。訓練期間は原則として３ヶ月以内です。	訓練生には訓練手当を支給（支給要件あり）
職場適応訓練	職場への適応を容易にするため、障がい者本人の能力に適した作業において一定期間の実地訓練を行い、訓練終了後に訓練を行った企業に引き続き雇用してもらおうとする制度です。県が事業主に委託して実施します。訓練期間は６ヶ月以内（重度障がい者は１年以内）です。	訓練生には訓練手当を支給（支給要件あり）
短期職場適応訓練	障がい者本人が実際に従事する仕事を体験することにより就業への自信を得させるとともに、企業に対して本人の技能レベルや職場での適応性を把握させることを目的とした短期の職場実習を行う制度です。訓練期間は原則２週間（重度障がい者は４週間）です。	訓練生には訓練手当を支給（支給要件あり）
ジョブコーチ	障がいのある人が雇用される作業現場に援助者（ジョブコーチ）を派遣する制度です。仕事の作業手順やコミュニケーションをとるためのアドバイスをするとともに、事業所に対し障がい特性や配慮事項等の説明を行います。	国が行う制度と静岡県が行う制度があります。

所得税等 ● 自動車税等

税金

所得税等

療育手帳が交付されると、税の控除や減免が受けられます。

税の種類	対象範囲	区分	金額	窓口
所得税	障害者控除 （本人、同一生計配偶者、扶養親族が該当） 療育手帳Ｂ	所得控除	27万円	沼津税務署 米山町3－30 TEL 922－1560
	特別障害者控除 （本人、同一生計配偶者、扶養親族が該当） 療育手帳Ａ	所得控除	40万円	
	同居特別障害者控除 （特別障害者が同居している場合該当）	所得控除	75万円	
	心身障害者扶養共済掛金 条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を所得額から控除	所得控除	掛金額	
市県民税	障がいのある人で前年の合計所得金額が135万円以下の人	非課税	—	市民税課 TEL 934－4735 934－4736
	障害者控除（所得税同）	所得控除	26万円	
	特別障害者控除（〃）	所得控除	30万円	
	同居特別障害者控除（〃）	所得控除	53万円	
	心身障害者扶養共済掛金（〃）	所得控除	掛金額	
相続税	相続人が障がいのある人であるとき	税額控除	85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者は20万円）	沼津税務署 米山町3－30 TEL 922－1560
贈与税	特定障害者扶養信託契約により特別障害者である受益者に対しては、信託受益権の価額のうち、6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）までは、贈与税がかかりません	非課税	6,000万円 又は 3,000万円	

税の種類	対象範囲	区分	金額	窓口
非課税貯蓄等の利子所得	療育手帳所持者	非課税	マル優・預金等元本 350万円 特別マル優・公債額面額 350万円	各金融機関 販売機関

自動車税等

療育手帳の等級が「重度（A）」に該当する人で、専ら障がいのある人の通院や通学に利用するため、本人又は生計同一者及び常時介護者が運転する、本人又は生計同一者名義の自動車１台につき、自動車税種別割、自動車税環境性能割等が減免されます。車の登録状況により申請場所や申請期限が異なります。

また、入院等の状況によっては該当しない場合がありますので、事前に窓口へお問い合わせください。

税の種類	対象範囲	金額	窓口
自動車税種別割及び自動車税環境性能割	障がいのある人の生業、通学、通院のために、本人又は生計同一の家族が自動車を取得、所有する場合。	減免※	自動車税種別割 沼津財務事務所 自動車税課 高島本町1－3 TEL 920－2019 自動車税環境性能割 沼津財務事務所 自動車税分室 原字古田2486－8 TEL 966－0626
軽自動車税種別割及び軽自動車税環境性能割			軽自動車税種別割 市役所 市民税課 TEL 934－4734 軽自動車税環境性能割 沼津財務事務所 自動車税分室 大塚字道上27－2 TEL 966－0626

※減免の上限額は概ね、自動車税種別割は４万５千円、軽自動車税種別割は１万２千９百円、環境性能割は課税標準額300万円に税率を乗じた額となります。

※軽自動車税環境性能割は市税ですが、当分の間は県が賦課徴収を行います。

〔持　物〕

- 車検証・運転免許証・療育手帳
  ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も必要です。
  ※軽自動車税種別割については、マイナンバーカード又は通知カードも必要です。なお、通知カードは記載事項に変更がない場合に限り有効です。
- 生計同一・常時介護証明書
  生計同一者及び常時介護者運転の場合に必要です。障がい福祉課にて発行します。車検証、運転免許証、療育手帳を持ってきてください。
  同居でない人の運転の場合は、学校、病院等の証明が必要となりますので、事前にお問い合わせください。〈TEL 934－4829〉

～注　意～

- 自動車税環境性能割は、沼津自動車検査登録事務所内の自動車税窓口。軽自動車税環境性能割は、軽自動車検査協会沼津支所内の軽自動車税窓口で申請してください。
  沼津財務事務所 自動車税分室　TEL 966－0626
- 重度障害者タクシー利用券の交付と自動車税種別割又は軽自動車税種別割の減免は同時に受けることができません。
  ※22ページ参照

鉄道運賃 ● バス運賃 ● 航空運賃
タクシー料金 ● 放送受信料　等

割引減免

鉄道運賃

療育手帳を所持している人は、次のようにJR線の運賃が割り引かれます。

種別	利用区分	券種	対象者	割引率
1種	単独利用	普通乗車券（片道100キロを超える場合）	本人	50%
	介護者あり	普通乗車券　回数乗車券　普通急行券 定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	本人	50%
			介護者	50%
2種	単独利用	普通乗車券（片道100キロを超える場合）	本人	50%
	本人が12歳未満で介護者あり	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	本人	50%
			介護者	50%

～注　意～

- 割引乗車券は、発売窓口で療育手帳を提示して購入してください。（コピーでは購入できません）
- １種の手帳をお持ちの人は、片道100キロ以内の区間に限り、自動券売機で本人と介護者の２人分の小児の普通乗車券を購入し、有人改札口にて療育手帳とともに提示することで利用することもできます。
- ご乗車の際は、療育手帳を携行してください。

※私鉄についても割引制度があります。詳細については利用する各私鉄にお問い合わせください。

バス運賃

療育手帳を所持する人が、静岡県の乗合バス事業者が運営する乗合バスを利用する時、静岡県内バス路線の運賃が次のように割り引かれます。

種別	対象者	券種	割引率
1種	本人及び介護者 （介護者は１人のみです。）	普通券	50%
		定期券	30%
2種	本人のみ	普通券	50%
		定期券	30%

【注意事項等】

- 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず療育手帳をご提示ください。
- 詳細は利用するバス会社へお問い合わせください。

航空運賃

12歳以上の療育手帳を所持する人が国内線の旅客機を利用するとき、航空運賃が割り引かれます。

手帳	対象者	割引率
A	本人及び介護者	航空会社や路線によって異なります。
B	同上	

- 本人のみの単独でも適用されます。
- 介護者は１人のみで、本人と同時に同一区間を旅行し、航空券を本人と同じ時に購入する場合に限ります。
- 航空券を購入する際、療育手帳を提示してください。
- 詳細は利用する航空会社へお問い合わせください。

船舶運賃

療育手帳を所持している人は、運賃の割引を受けられる場合があります。割引の有無や割引率、購入方法等については、利用する各社にお問い合わせください。

タクシー運賃

タクシー会社が、療育手帳を所持している人に対し、運賃を割り引きます。

※割引率　１割

※乗車したとき、乗務員に療育手帳を提示してください。

重度障害者タクシー利用券

在宅の重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

対象者	助成額	適用除外
療育手帳Ａ所持者	普通車初乗運賃額年間24回分交付（利用枚数は１乗車につき４枚まで）	１．社会福祉施設に入所している人 ２．（軽）自動車税の減免を受けている人　※19ページ参照 ３．入院している人 ４．移動（外出）支援サービス（車両支援型）を受けている人　※９ページ参照 ５．重度要介護者通院支援サービスを受けている人

※年度の途中において、新たに助成対象となった場合の交付枚数は、助成対象となった日の属する月に応じて変わります。

〔窓　口〕 障がい福祉課　TEL 934－4829

〔持　物〕 療育手帳（本人と申請者が異なる場合は申請者の身分証明書）

放送受信料

NHK放送受信料が減免されます。

区分	対象者	窓口
半額免除	世帯主及び契約者が療育手帳Ａの人	障がい福祉課 TEL 934－4829
全額免除	障がいのある人がいる世帯全員が市町村民税非課税の人	

〔持　物〕 療育手帳、みとめ印（本人と申請者が異なる場合は申請者の印）

〔問合せ〕 〒422－8787　静岡市駿河区八幡1丁目6－1
NHK静岡放送局経営管理企画センター営業グループ
TEL 054－654－5200（平日10:00～17:00）

電話番号案内

療育手帳を所持している人は、NTT西日本、NTT東日本のふれあい案内事務局にあらかじめ登録すると104番（番号案内）を無料で利用できます。

〔問合せ〕 NTT　TEL 0120－104174
（9:00～17:00平日のみ　年末年始12月29日～１月３日を除きます）
※携帯電話からもつながります。

携帯電話料金

療育手帳を所持している本人名義の携帯電話（１回線のみ）について、基本使用料等が割引になる会社があります。詳細については、利用する携帯電話会社にお問い合わせください。

郵 便 葉 書

毎年４月20日頃から５月31日の間、通常葉書（くぼみ入り・無地・インクジェット）いずれか１種類20枚を、療育手帳Ａの所持者に配布する「青い鳥郵便葉書」の制度があります。

〔問合せ〕 日本郵便㈱沼津郵便局　TEL 924－8624

有料道路料金

療育手帳Ａを所持している人は、事前に申請することで、有料道路を利用するときに割引の対象となります。

対　象　者	車の所有条件	対 象 と な る 車 輌
介護者運転 （療育手帳Ａ 所持者が同乗）	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 ・上記の人が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している人 ※所有者の氏名は個人名義に限る。ただし、割賦購入（ローン）又は長期リース（レンタカー等短期リースは除く）の場合は、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する人の氏名が記載されているものは対象となる。	【自家用・事業用の別】 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもののうち、以下に当てはまるもの 【乗用自動車】 車検証の用途欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下（軽自動車も対象） 【貨物自動車】 車検証の用途欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が４人以上10人以下で、最大積載量が500kg以下（その他条件あり） 【特種用途自動車】 車検証の用途欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動者、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下 【二輪自動車】 排気量が125ccを超えるもの

※割引率　最大５割

※事前に登録できる車は障がいのある人１人につき１台

※自動車を保有されていないまたは事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。
ただし、その場合はETCでは本割引は適用されません。料金所係員による手帳の確認を受ける必要があります。

〔窓　口〕 障がい福祉課　TEL 934－4829
※ETCを利用する場合のみ、オンライン申請も可能です。

〔問合せ〕 各有料道路事業者

〔問合せ（ETCを利用する場合）〕
有料道路ETC割引登録係　TEL 045－477－1233（平日9:00～17:00）

〔持　物〕 療育手帳、車検証又は軽自動車届出済証（車を登録しない場合は不要）

※ETCを利用する場合には、上記の他に障がい者本人名義のETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書等が必要です。

※電子車検証の場合は、電子車検証原本と申請者のスマートフォン等の車検証閲覧アプリで読み取った車検証情報を確認させていただきます。または、電子車検証原本と印刷された「自動車検査証記録事項」でも可能。

※申請時に 道路介護 －　－　年　月　日まで のシールを貼付し、車両番号と割引有効期間を記載します。

※有料道路利用時に療育手帳を携帯してください。

※新規申請における割引有効期間は申請した日からその後の２回目の誕生日までです。その後約２年毎に更新の申請が必要です。また、車の変更等の場合も申請が必要です。

※割引の詳細については、窓口にて配布している「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

MEMO

その他のサービス・案内

制　度	対象者	内　容	窓　口
在宅給食サービス事業	原則単身世帯で生活する65歳未満の重度障がい者で、心身の障がい等により、定期的な安否確認と配食支援を必要とする人	対象者の世帯を訪問し、安否確認とともに、栄養バランスの取れた食事を配達します。（所得税額に応じた自己負担金があります）	障がい福祉課 TEL 934－4830 FAX 934－2631
ライフサポート事業 （障害児者ショートステイサービス）	療育手帳所持者・特別支援学校や市内小中学校の特別支援学級に通う人	障がいのある人や家族が地域で安心して生活ができるように、短期入所（ショートステイ）を実施します。（１割自己負担金があります。※生活保護世帯を除く）	障がい福祉課 TEL 934－4830
駐車禁止区域での一時的駐車	療育手帳Ａ所持者	警察の許可（駐車禁止除外標章の交付）を受けた場合、駐車禁止区域でも一時的に駐車できます。（法定の駐停車禁止場所を除く）	沼津警察署 交通課 規制係 平町19－11 TEL 952－0110 内線 426・427
静岡県ゆずりあい駐車場制度	以下に該当し、かつ、歩行が困難な状態にある人 知的障がい者 （療育手帳Ａ所持者） 高齢者 （要介護度１以上） 難病患者 妊産婦 （妊娠7ヶ月～産後12ヶ月）	歩行が困難な方に静岡県ゆずりあい駐車場の「利用証」を交付します。	利用証の交付窓口及び問い合わせ 障がい福祉課 TEL 934－4829 制度全般に関する問い合わせ 静岡県福祉長寿政策課 TEL 054-221-2052
公営住宅の入居	入居者に療育手帳所持者がいる世帯	市営住宅の入居（申込み）の場合は、資格要件の緩和や控除の適用等がありますので、申告してください。	住宅政策課 TEL 934－4792

制　　度	対　象　者	内　　容	窓　　口
図書等の貸出（郵送・宅配）	療育手帳所持者で図書館への来館が困難な人	沼津市立図書館・戸田図書館にある貸出可能な全ての図書、視聴覚資料及び他の図書館で所蔵している貸出可能な資料の郵送又は宅配を行っています。	市立図書館 三枚橋町9－1 TEL 952－1234
市営駐車場・公の施設に附帯する駐車場	療育手帳の所持者、又は手帳所持者が同乗する場合において、介護者が使用するとき	最初の２時間まで全額免除 （サンウェルぬまづ、千本プラザ、沼津市立病院、沼津市立図書館、プラサヴェルデは最初の４時間まで全額免除） ※療育手帳の提示の代わりに、障害者手帳アプリ「ミライロID」の画面を見せることでも利用できます。	各施設 • 市営香貫駐車場 • サンウェルぬまづ • 千本プラザ • らららサンビーチ • 沼津市立病院 • 沼津市立図書館 • プラサヴェルデ
家具の転倒防止	療育手帳所持者がいる世帯	地震発生時に家具等が転倒しないよう専門業者が固定します。 （一世帯１回のみ、４品まで無料）	危機管理課 TEL 934－4803
ヘルプマーク・ヘルプカード	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人（知的に障がいがある人を含む）	緊急時や平時に周囲に理解を求めるため、緊急連絡先や必要な支援内容を記載し携帯します。 〈ヘルプマーク〉 ストラップのついたビニールのタグ 〈ヘルプカード〉 折りたたみ式の紙のカード （いずれも無料で配布）	障がい福祉課 TEL 934－4829
災害時の避難支援	療育手帳Ａを所持する人、避難行動に支援を要する人	災害時の対応や見守り活動等に活用するため、各自治会が「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」を作成しています。名簿への登録を希望する場合は、お住まいの自治会にご相談ください。	福祉企画課 TEL 934－4824

日常生活自立支援事業

精神や知的に障がいのある人、認知症の人、高齢者などの中で判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用などに関する相談に応じ、サービス選択や契約を支援します。安心して日常生活が送れるように、お手伝いするものです。

〔問合せ〕 沼津市社会福祉協議会（生活支援センター）
所在地　沼津市日の出町1－15　サンウェルぬまづ３階
電　話　924－4455

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（以下「ご本人」と言う。）について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。例えば、不動産や預貯金の管理、福祉サービスなどの契約や悪徳商法などの被害にあわないように保護、支援します。

〔相談・問合せ〕 障がい者基幹相談支援センター（市役所障がい福祉課内）
電　話　934－4833

沼津市成年後見支援センター
所在地　沼津市日の出町1－15　サンウェルぬまづ３階
電　話　924－4455

〔問合せ〕 静岡家庭裁判所沼津支部　家事書記官室
※申立てや後見人業務などの手続きに関するものに限ります。
電　話　916－8385

講習会・講座

名　称	対　象　者	内　　容	窓　口
文化・趣味・教養講座	市内在住の療育手帳所持者	手芸・料理などの講座を開催します。(開催時期・受講回数・開催場所等は講座の内容によって異なります。)	障がい福祉課 TEL 934－4830
スポーツ教室	市内に在住か、通学･通勤･通所している療育手帳所持者	スポーツ教室を開催します。(種目、開催時期等は年度によって異なります。)	
「障害者週間」市民の集い	どなたでも参加できます。	毎年12月３日から12月９日までの「障害者週間」に合わせて、障がいについての理解を深めるためのイベントを開催します。 (12月上・中旬、市民文化センター）記念講演会、体験発表、アトラクション等を行います。	

相　談　員

知的に障がいのある人の相談に応じ、必要な支援を行うとともに関係機関との連絡をとりながら、知的に障がいのある人の福祉増進のための業務を行います。

相談員名簿　　令和５年４月１日～令和７年３月31日

氏　名	住　所	電　話
水口左恵子	沼津市戸田176－13	090－5199－4331
渡邉慈子	沼津市志下553－2	090－6593－3047
湯浅優子	沼津市大岡1705－9	090－2680－2981
芹澤優子	沼津市下香貫七面1126－4	090－7673－2623

民生・児童委員

市内各地域に置かれている民生・児童委員が相談に応じるなど知的に障がいのある人の福祉について協力・支援しています。

沼津市障がい者相談支援事業

市内の障がい者相談支援センター、障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談員及び専門員が、地域で生活する障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行っております。

障がい者相談支援センター

名称	住所	電話番号	開所日	相談時間
サポートセンターこげら	今沢365－1	969－0810	月～金	午前8時30分から午後5時
地域生活支援センターふれあい沼津	本字下一丁田897	954－2735	月～土	午前8時30分から午後5時
相談支援センターきさらぎ	石川828－3	967－5952	月～金	午前8時30分から午後5時30分
生活支援センターあしたか（総合地域サポートセンターひまわり内）	宮本5－2	923－7981	月～金	午前8時30分から午後5時15分
サポートセンターなかせ	中瀬町17－11	935－5680	月～金	午前9時から午後4時

＊開所日は年末年始・祝祭日を除く。

障がい者基幹相談支援センター（市役所 障がい福祉課内）

障がいのある人やその家族等の相談に応じるほか、地域の各種相談機関との連携や地域移行の促進、障がいのある人の虐待防止等の業務を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

相談時間：午前８時30分から午後５時15分／開所日：月～金（年末年始・祝祭日を除く）

TEL 934－4833／住所　沼津市御幸町16－1

＊各相談は無料です。また、相談により得た個人情報等は保護されます。ご希望により世帯訪問しての相談も行います。

福祉関係団体一覧表

名　　称	内　　容	連　絡　先	電　話
沼津市手をつなぐ育成会	市内の知的障がい児（者）の福祉の向上	下香貫宮脇323－4 会長　尾藤　正弘	090－8543－2341
静岡県社会福祉協議会	社会福祉事業の連絡調整、調査研究	静岡市葵区駿府町1－70 県総合社会福祉会館内	054－254－5248
沼津市社会福祉協議会	地域福祉事業の推進、事業運営	日の出町1－15 サンウェルぬまづ内	922－1500
静岡県ボランティア協会	ボランティア活動の推進・啓発	静岡市葵区駿府町1－70 県総合社会福祉会館２階	054－255－7357
沼津市ボランティアセンター	ボランティアに関する連絡調整、啓発等	日の出町1－15 （沼津市社会福祉協議会）	922－1500
静岡県肢体不自由児協会	肢体不自由児の福祉の啓発・療育	静岡市葵区駿府町1－70 県総合社会福祉会館内	054－254－5231
沼津市肢体不自由児（者）を守る父母の会	肢体不自由の子を持つ親の会	本郷町37－23 会長　大川のり子	932－1535

静岡県東部発達障害者支援センター「アスタ」

発達障がい（自閉スペクトラム症・注意欠如多動症・限局性学習症など）のある方やそのご家族が、地域で安心して暮らせるように、年齢や知的障がいの有無を問わず、相談・支援や普及啓発、研修・人材育成、関係機関とのネットワークづくりなどを行っています。

〔問合せ〕 静岡県東部発達障害者支援センター「アスタ」
所在地　〒410-0802　沼津市上土町3　沼津トラストビル２階
電　話　957－9090（9:00～17:00　平日のみ）

令和７年２月
福祉サービスのしおり
一知的に障がいのある人たちのために一
発　行　沼津市御幸町１６－１
沼津市福祉事務所障がい福祉課
ＴＥＬ　０５５－９３４－４８２９
ＦＡＸ　０５５－９３４－２６３１